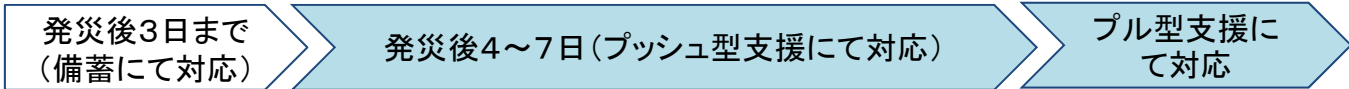


物資支援の計画概要について

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (物資調達に係る計画の概要)

- 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難
- このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、プッシュ型支援で被災地に緊急輸送。
- 被災県は、出来る限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（プル型）に切り替える。

◎物資調達の考え方

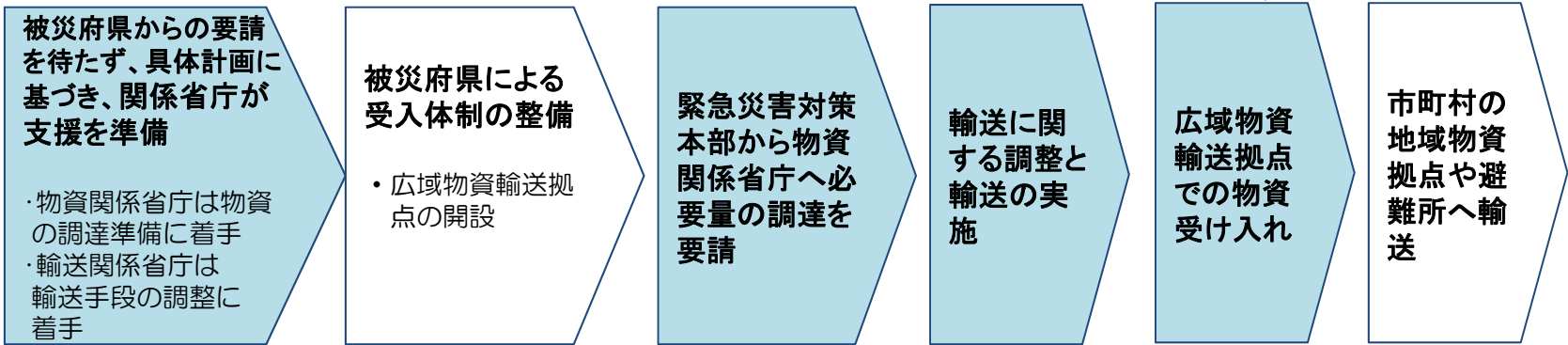


- 品目毎の調達先と調整担当省庁
- 飲料水： 応急給水【厚労省】
 - 食料、育児用調製粉乳： 民間調達【農水省】
 - 毛布： 地方公共団体備蓄の融通【消防庁】
 - 簡易トイレ・携帯トイレ： 民間調達【経産省】+地方公共団体備蓄の融通【消防庁】
 - おむつ(大人・乳幼児)： 民間調達【厚労省】

○プッシュ型支援先：
備蓄では食料等が不足すると見込まれる府県

○広域物資輸送拠点(77カ所)
(選定基準)
・新耐震基準を満たすこと
・屋根があること
・フォークリフト使用可能
・大型トラックの進入、荷役作業のスペース等

◎プッシュ型支援準備の流れ



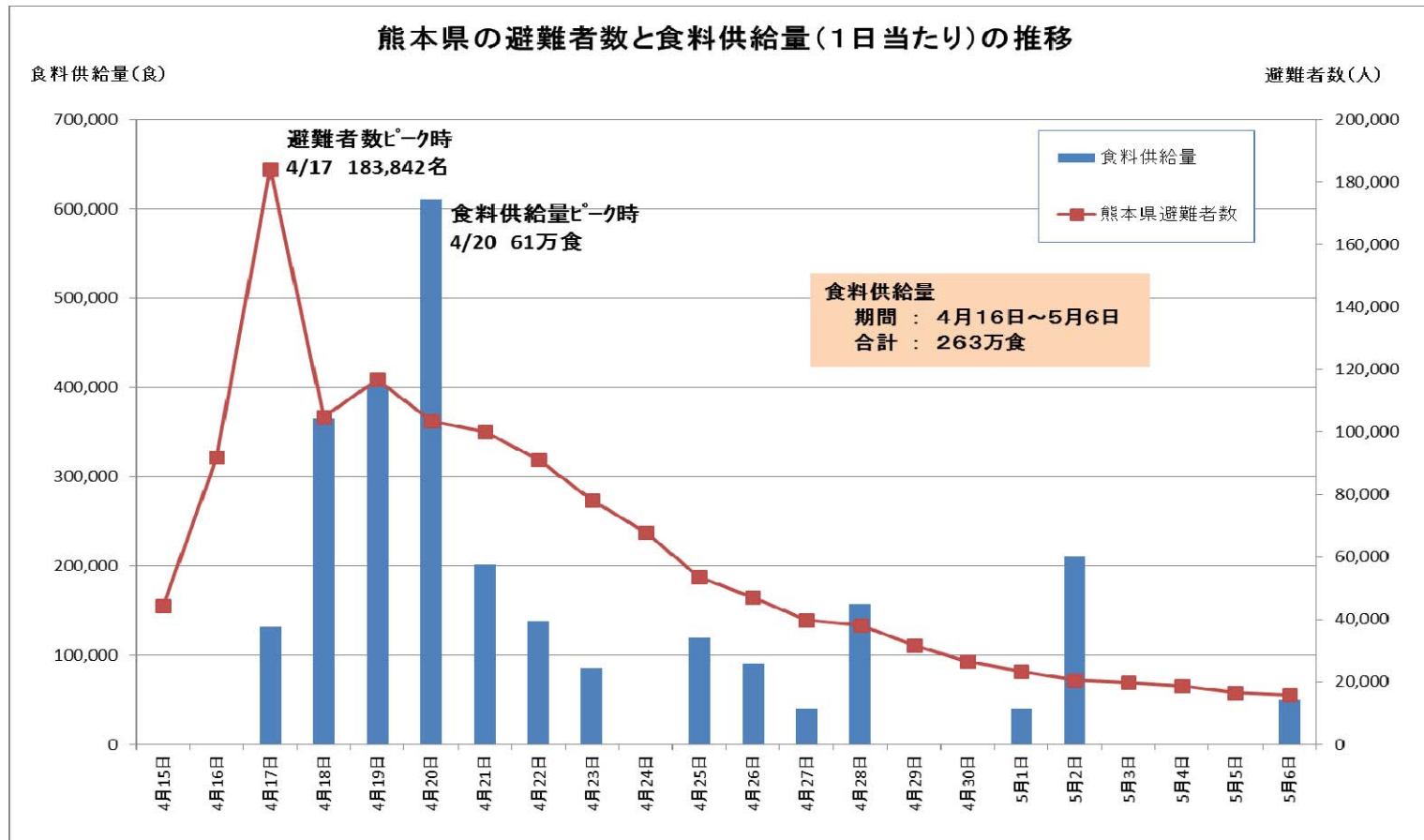
熊本地震におけるプッシュ型物資支援の状況

○4月16日の本震後、非対本部事務局に物資調達・輸送班を設置（8号館）。
 熊本県からの要望を待たない“プッシュ型”によるものを含め約263万食を調達・供給。

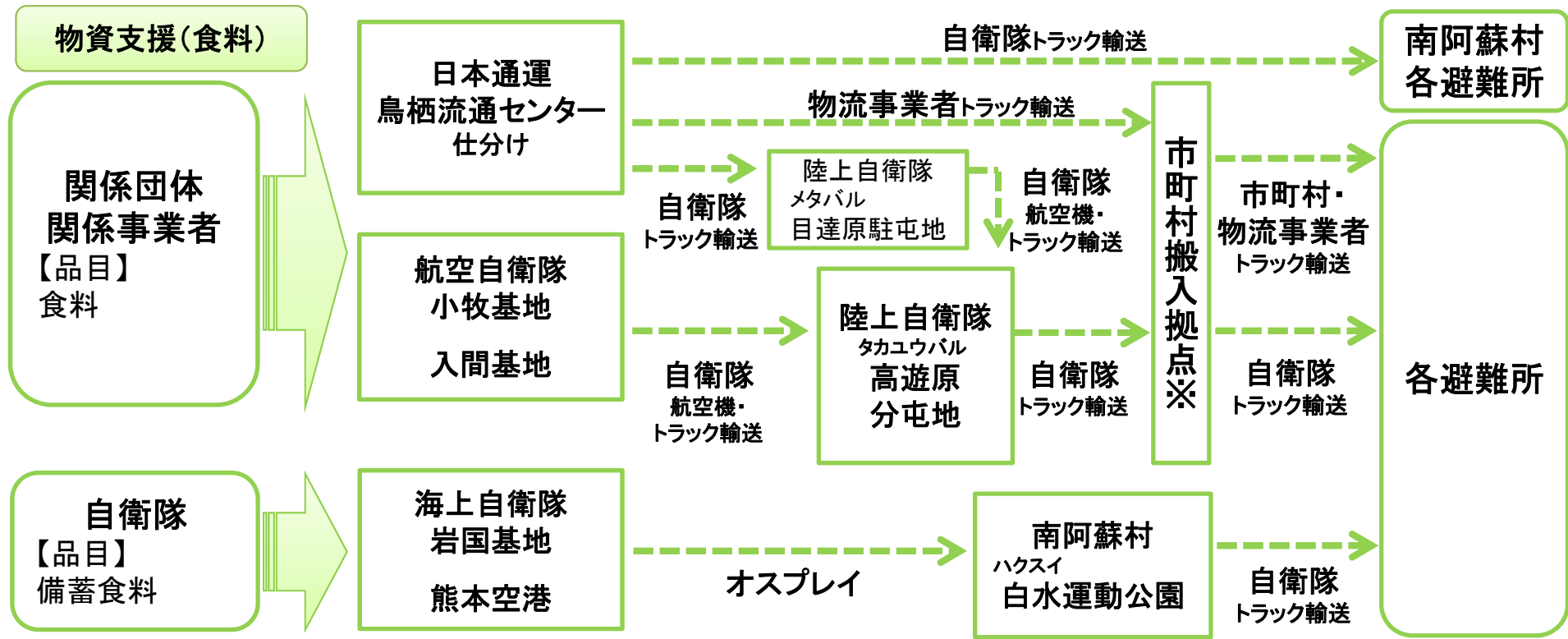
<物資調達・輸送班>

設置場所：中央合同庁舎8号館3階

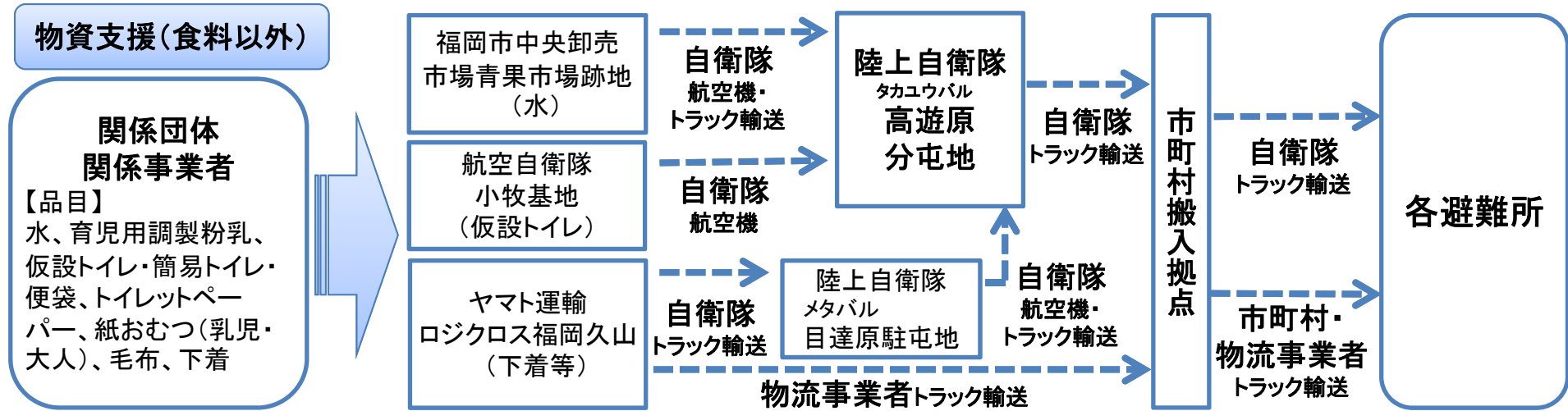
班体制：内閣府、防衛省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、消防庁、ヤマト運輸、日本通運(最大約40名が8号館に常駐)



熊本地震における物資輸送イメージ



※熊本市以外の336避難所のうち、500人以上の避難所について、国は市町村搬入拠点を經由せず、避難所へ直送



支援物資の調達・費用負担について

- ①非常災害対策本部において、必要不可欠と見込まれる物資・量を決定(4/16～プッシュ型)。
4/23以降は熊本県からの要請に応じて調達。
- ②物資の調達・搬送については、物資調達・輸送班(C4)を通じ各省庁が調達し、搬送を実施。
- ③予備費23億円(4/20閣議決定)のうち約16億円執行。(5/13までに調達分)

調達状況(H28.6.16時点)

- 食料品:パン、レトルト食品等(農林水産省)
・契約額:385百万円(62社)
 - 日用品:仮設トイレ、間仕切り等(経済産業省)
・契約額:438百万円(76社)
 - 日用品:毛布、ブルーシート等(消防庁)
・契約額:441百万円(6都県)
 - 衛生用品:紙おむつ、生理用品等(厚生労働省)
・契約額:64百万円(15社)
 - 輸送関係:被災までの搬送(国土交通省)
・契約額:60百万円(1社)
 - 輸送関係:被災地内の搬送(内閣府)
・契約額:147百万円(2社)
 - 現地対策本部:被災地内での調達(内閣府)
・契約額:53百万円(47社)
- 契約額計1,588百万円(209社)**

精算業務スケジュール

	4月	5月	6月			7月		
			上	中	下	上	中	下
各団体・事業者等			見積・請求書・納品書の提出			契約書による契約締結		
各省庁	物資等発注		見積・請求書・納品書の確認					
内閣府			契約締結・支払い					

精算業務に関する事務連絡 5/13

熊本県・市町村における備蓄物資・物資拠点等の状況

	発災前の備蓄物資の品目 及び数量	支援物資に関する 計画・マニュアル等	発災前の計画	発災後の拠点	支援物資、運送等に 係る災害時応援協定
熊本県	主な備蓄物資 ・アルファ米：15,650食 ・保存用パン：19,056食 ・乾パン：14,376食 ・水(2ℓ)：12,888本 ・毛布：12,277枚 ほか 上記物資を県内13施設に備蓄	H28.3「大規模災害時におけ る一時物資集積拠点オペ レーション・マニュアル」 を策定したものの、庁内で 運用を開始する前に発災。 さらに拠点として想定して いたグランメッセが被災。	グランメッセ熊本	※被災により使用できず	[物資] イオン九州など 10事業者 [運送] 県トラック協会
			熊本県消防学校※備蓄	熊本県消防学校 (4/14～)	
				熊本製粉西合志倉庫 (4/20～5/11)	
				阪南運輸荒尾倉庫 (4/22～5/12)	
				野田林業上熊本倉庫 (4/25～)	
				ロジクロス福岡久山 (5/14～) ※生活用品	
	日通流通団地ターミナル (5/14～) ※水・食料				
熊本市	主な備蓄物資 ・アルファ米：8,400食 (7ℓキッ 対応) ・アルファ米：21,200食 ・缶詰パン：11,520食 ・乾パン：81,912食 ・カロリーメイト：18,500食 ・毛布：7,480枚 ほか 上記物資を市内24施設に備蓄	なし	熊本市内 ・防災倉庫10箇所 ・備蓄倉庫14箇所 ・分散備蓄倉庫(148箇 所) ※私立小中学校等	・各指定避難場所(学校・公立公民館・備蓄倉庫・ス ポーツ施設等)	支援物資：なし 運送：県トラック協会
嘉島町	なし	なし	なし	嘉島町役場 (4/15～) ※水・保存食等 嘉島町民会館 (4/15～) ※生活用品 嘉島町民体育館 (4/15～) ※食料	[物資] サントリー(株)、 イオン九州(株) [運送] 県トラック協会、 (株)AZUMA
益城町	水、カロリーメイト等の食料を 4,000食強、毛布等 上記物資を熊本交通運輸倉庫に備 蓄	なし	なし	J A 上益城 益城西瓜選果場 (～4/28) JA上益城 広安野菜集荷場 (4/29～5/22) JA上益城 飯野野菜集荷場 (不明) グランメッセ熊本 (5/23～)	[物資] なし [運送] 県トラック協会
西原村	水、食料100名分を役場に備蓄	なし	なし	西原村民体育館	[物資] NPO法人コメリ災 害対策センター、西阿蘇酪 農業協同組合 [運送] なし
南阿蘇村	非常食3000食、水500ml200本、毛 布300枚を役場に備蓄	なし	立野小学校体育館	※被災により使用できず	[物資] NPO法人コメリ災 害対策センター [運送] なし
				南阿蘇村役場 (～5/6)	
				久木野中体育館 (5/7～)	

出典：熊本県健康福祉政策課

災害対策基本法等における物資支援に係る関連規定(1)

災害対策基本法

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 **被災者の救難、救助その他保護に関する事項**
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(物資又は資材の供給の要請等) ※平成24年6月27日改正により追加

第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たって、その**備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難**であると認められる場合において、その**事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがない**と認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

災害対策基本法等における物資支援に係る関連規定(2)

災害救助法(抄)

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 **炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給**
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの